

売買契約書（案）

福島国際研究教育機構 理事長 山崎 光悦（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）と、下記の物品購入について、次のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

- 1 件 名 全有機体炭素計等の購入
- 2 契約金額 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(消費税及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円を含む。)
- 3 納入期限 令和9年1月29日
- 4 仕 様 別紙仕様書のとおり
- 5 納入場所 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1
福島国際研究教育機構
理 事 長 山 崎 光 悦

乙 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
代 表 取 締 役 〇〇〇〇〇〇

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書記載の物品（以下「物品」という。）の売買契約に関し、本契約条項、仕様書に従い、これを履行しなければならない。

2 乙は、本契約の対象である物品を、頭書記載の納入期限内に頭書記載の納入場所において甲に納入しなければならない。

(契約金額の内容)

第2条 契約金額は、乙が本契約を履行するために必要な工事、搬入、組立、設置、調整等（これらに必要な消耗資材の調達を含む）にかかる経費及びその他諸掛の一切を含むものとする。

(契約保証金)

第3条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

(仕様の変更等)

第4条 甲は、必要があると認められるときは、仕様の内容を変更することを乙に請求することができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(債権債務の譲渡の禁止)

第5条 乙は、本契約によって生じる債権及び債務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(納入完了の通知)

第6条 乙は、物品の納入が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第7条 甲は、前条の通知を受けた日から15日以内に検査をし、合格した上で引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の検査に合格しないときは、その取替又は修補の期間を定めて乙に通知し、乙は自己の負担においてこれを行い、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、取替又は修補後の納入につき、前条及び前項の規定を適用する。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかった現品について、甲から引取りを指示されたときは、甲が指定する期間内にこれを引き取らなければならない。

4 前項の場合において、乙が甲の指定する期間内に引き取らないときは、甲は乙の負担において当該現品を移動し、又は他に保管させることができる。

(所有権移転の時期)

第8条 物品の所有権は、前条の検査を完了したときに乙から甲に移転し、甲に対して引渡されたものとする。

(危険負担)

第9条 所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損等は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(対価の支払)

第10条 甲は、第7条に規定する検査に合格し、引渡しを受けた部分について、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日が属する月の翌月末までに当該代金を支払わなければならない。

(納入期限の延伸)

第11条 乙は、納入期限内に物品の納入ができないことが判明したときは、遅滞なくその理由及び延伸を希望する納入期限を記載した書面をもって甲に納入期限の延伸を請求するものとする。

2 甲は、前項に定める納入期限延伸の請求理由が天災地変、その他乙の責に帰し難い事由によると認められる場合には、履行遅滞金の請求をすることなく納入期限を延伸することができる。

3 前項に定める場合のほか、第1項の納入期限延伸の請求理由に相当性が認められる場合に限り、甲は納入期限の延伸を承認することができる。

4 甲が、前2項に定めるところにより、納入期限を延伸したときは、延伸後の納入期限その他必要な事項を乙に通知するものとする。

(履行遅滞金)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により頭書記載の納入期限内に物品を納入することができない場合においては、甲は、期限の翌日から起算して納入を完了した日又は第14条第2項に基づく契約解除の日まで遅滞1日につき、未納物品に相当する契約金額に対して年3%の割合で計算した額を、履行遅滞金として乙に請求することができる。

2 前項に定める遅滞金の請求は、第15条に定める違約金の請求及び第21条に定める損害賠償の請求を妨げない。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、物品の引渡しを受けた後、物品の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるとき

は、追完を請求することはできない。

- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、乙の負担において第三者にこれを行わせることができる。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第21条に規定する損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(契約の解除)

- 第14条 乙が天災地変その他乙の責に帰し得ない事由により、契約の解除を申し出たときは、甲は本契約の全部又は一部を無償で解除することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が本契約の条項の一に違反し、甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されなかったとき。
 - (2) 不履行の程度にかかわらず、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が本契約の履行にあたり、不正又は不当の行為があったとき。
 - (4) 乙が正当な理由なくして解除若しくは解約を申し出たとき、又は甲が乙の解約若しくは解除理由を不相当としたとき。
 - (5) 乙が破産、民事再生、会社更生その他これに準ずる手続の開始申立てを行い、又は開始申立てを受けたとき。

(違約金)

- 第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、違約金として契約金額に100分の10を乗じて計算した金額を、乙に期限を定めて徴収することができる。
- (1) 第14条第2項の規定により、本契約の全部又は一部を解除したとき。
 - (2) 第16条第1項から第2項の規定により、本契約の全部又は一部を解除したとき。
 - (3) 第18条の規定により、本契約の全部又は一部を解除したとき。
 - (4) 第19条第1項の規定により、違約金を請求するとき。
- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社

会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。

（２）乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

（３）乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前２号のいずれかに該当すること。

２ 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第２号から第４号において同じ。）が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。

（２）乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。

（３）乙が第三者をして前２号の行為を行わせること。

（４）乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

（５）乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前４号のいずれかに該当する行為を行うこと。

（不当介入に関する通報・報告）

第１７条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１８条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき。

イ 独占禁止法第６１条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき。

ロ 独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。

ハ 独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。

（２）本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（３）本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明

治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。
(談合等の不正行為に係る違約金等)

第19条 乙が、本契約に関し、前条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が既に解散している事業団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(損害賠償)

第20条 乙は、乙又は乙の作業員(以下「乙等」という。)が、本契約による物品の納入に際して、甲の財産を滅失し、又はき損したときは、甲の指示に従い原状に復し、又は代替品を納入し、若しくはこれによって生じた損害に相当する金額を賠償しなければならない。ただし、乙等に故意又は重過失がない場合、その賠償額は、契約金額と消費税及び地方消費税の合計額を上限額とする。

2 乙等が、本契約による業務の履行に際して、乙等の責に帰すべき事由により第三者(甲の役職員を含む。)の身体又は財産に損害を与えたときは、乙はその賠償額に相当する金額を弁済するものとする。

(遅延損害金)

第21条 乙は、第12条の規定により甲に履行遅滞金を支払う場合、第15条の規定により甲に違約金を支払う場合又は第20条の規定により甲に損害賠償金を支払う場合において、甲が指定する期限までに支払わないときは、その期限の翌日からこれを甲に支払う日までの期間に応じ、当該支払金額に対し、民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率に基づき計算した金額を支払わなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称、法人番号及び所在地等が公表されることに同意するものとする。

2 乙は、甲との契約において一定の関係を有する場合にあっては、前項に加えて乙への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

(契約書の解釈)

第23条 本契約の規定について解釈上生じた疑義、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

2 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。